

以て按ずるに、是は算法にて、常に用る斜徑と云ものなるべし、一尺四寸一分四厘二毛の數也、俗に升の弦がねと云て、四方一尺ツ、に四角なるときは、其角より角へ斜にわたる尺は、一尺四寸一分四厘二毛有る也、是を算法にて、斜徑一四一四二の定法と云ふ也、此長さを彼裏がねにて十寸にして、寸毎に十分に彫りて、一尺に用ひたるなり、扱また其遣ひかたを秘して云はざれども、按ずるに裏がね一尺にて、すじかへに有る所は、方面の寸は表の曲尺にて一尺有る也、うらがねにてすじかへに九寸九分有る所は、表の曲尺にて九寸九分方面有る也、椽類など、二方へ廻りて有る所のすみのすじかへ、或は屋根の方形の角に登り梁など云もの、皆此かたちを持って、うらがねの法を帯びたり、其外方面へ鐵矩尺を以て、寸尺を見んとしても、物の障りて得叶はざる時は、其所のすじかへの所を、彼うらがねにて寸を定めて、方面の寸尺を知る也、

四

斜徑の圖

マスノツルガ子

三

